

令和２年度省エネ家電買い替え促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、兵庫県内の家庭においてエネルギー利用の効率化を促進するため、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内において、補助対象機器設置費用の一部を補助する「省エネ家電買い替え促進事業補助金」（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

（補助対象者）

第２条 この要綱に基づき補助金の交付の申請ができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （１）令和２年６月１日以降に、自らが居住する兵庫県内の住宅で使用している家庭用冷蔵庫をリサイクル処分し、補助対象機器を、「ひょうごスマートライフマイスター店」（以下「マイスター店」という。）で買い替え購入して同住宅に設置した者
- （２）協会が実施する「うちエコ診断」の趣旨を理解し、その診断を受診した者
- （３）平成３０年度、３１年度省エネ家電買い替え促進事業補助金の交付を受けていない者（同居家族も含む。）

（補助対象機器）

第３条 補助対象となる機器は、別記１に該当する機器とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第４条 補助対象経費及び補助金額は、別記２のとおりとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象機器の設置終了後に補助金交付申請書兼請求書（様式１）に下記書類を添付して、協会がその指定する期日までに提出するものとする。

- （１）補助金振込口座登録用紙（様式２）
- （２）うちエコ診断受診申込書
- （３）家電リサイクル券排出者控えの写し
- （４）新しく購入した冷蔵庫の領収書の写し
- （５）補助申請者の現住所がわかる公的書類
- （６）その他、協会が必要と認めるもの

（補助金の交付決定及び支払）

第６条 協会は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の条件に適合すると認めたときは、「うちエコ診断」後に交付すべき額を決定し、補助金交付決定通知書（様式３）を補助申請者に通知し補助金を支払うものとする。

２ 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

３ 協会は、第１項の規定により補助申請者に対して補助金の支払いをするときは、補助申請者が提出した申請書類に添付された補助金振込口座登録用紙（様式２）に記載された振込先に振り込むものとする。

（交付決定の取消し等）

第７条 協会は、次の各号の一に該当する場合には、第６条第１項の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、または変更することができる。

- （１）補助申請者が、法令、本要綱に基づく協会の処分または指示に違反した場合
- （２）補助申請者が、補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合

２ 協会は、第１項に基づく取消しまたは変更をしたときは、速やかに補助申請者に通知するものとする。

- 3 協会は、第1項の規定により取消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を請求するものとする。
- 4 補助申請者は、第3項の補助金の返還の請求を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

（取得財産等の管理等）

第8条 補助申請者は、補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、6年以上善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその運用を図らなければならない。

- 2 協会は、補助申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を協会に納付させることができる。

（個人情報の取扱い）

第9条 協会は、補助事業の実施にあたって知り得た個人情報については、本補助事業の実施にかかる目的にのみ使用する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は協会が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記 1（第 3 条関係）

（1）対象機器 家庭用電気冷蔵庫

（2）機器の要件

- 未使用品であること。
- 以下の要件をすべて満たしていること。
 - 1) 統一省エネルギーラベル 5 つ星であるもの
 - 2) 全定格内容積 4 0 1 リットル以上であるもの
- 冷媒と断熱材発泡剤にフロン類を使用したものでないこと。

別記 2（第 4 条関係）

（1）補助対象経費 対象機器本体の購入費用

※機器設置費用、諸経費、消費税及び地方消費税は補助対象としない。

（2）補 助 金 額 定額 1 万円

※他の補助を同時に受けることは可能であるが、補助申請者の負担額を上回らない額を限度に補助する。